

小規模保育事業ひまわり保育園もとまち 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	株式会社すきっぷ
所 在 地	大阪市港区市岡元町3-8-15 グレイスコスモ 1階
電 話 番 号	06-7777-1083
代表者氏名	佐藤 弘子

2 事業所の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業 A型
施 設 の 名 称	ひまわり保育園もとまち
施 設 の 所 在 地	大阪市浪速区元町3-8-16 ベルエール元町 1階
連 絡 先	電話番号06-6634-7010 FAX 06-6634-7010
管 理 者	施設長 中道 和美
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 5人 1歳児 7人 2歳児 7人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 14人 満1歳未満の児童 5人
開 設 年 月 日	平成29年4月1日
事 業 所 番 号	2710052002542

3 事業の目的・運営方針

ひまわり保育園もとまち（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄筋コンクリート造6階建のうち1階
	延べ面積	90.00 m ²
屋外遊戯場		鷺町公園約5000 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室又はほふく室	1室	てんとうむし組(0歳児クラス)
保育室(又は遊戯室)	1室	みつばち組 ちようちょ組(1.2歳児クラス)
その他	調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成30年厚労告117)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

6 職員の職種、員数及び職務の内容

〈小規模保育事業A型〉

職種	職務の内容	員数
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	6
看護師	保育士を助け、園児の保育を行う	1
栄養士	献立作成、栄養管理、調理を行う	1
調理員	給食、おやつを調理する	1

(当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月22日大阪市条例第101号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

〈各職種の勤務体系〉

職種	勤務体系
施設長	正規の勤務時間帯(7:00~20:00)
保育士	正規の勤務時間帯(7:00~20:00)
看護師	正規の勤務時間帯(7:00~20:00)
栄養士	正規の勤務時間帯(9:00~18:00)

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間 保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

日額登録者 1時間 300円

月額登録者 1時間 2900円

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時半から16時半までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時半まで、16時半から20時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

日額 1時間につき 300円

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

- 食事の提供方法 自園調理 ※ 献立表は毎月別途お知らせします。
- 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	延長間食
0歳児	9時半頃	11時頃	14時半頃	18時半頃
1歳児	9時半頃	11：15時頃	14時半頃	18時半頃
2歳児	9時半頃	11：30時頃	15時頃	18時半頃

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応(食物アレルギー対応マニュアル有

10 特別支援を必要とする子どもへの取組状況

当園は特別支援を必要とする園児の受け入れは区役所と事前相談のうえ決定致します。

11 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担 (保育料)

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

12 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項にかかる連携協力をを行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

- ・園児に集団保育を体験させる為の機会設定、その他保育内容に関する支援
 - ・代替保育（当園の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に当園に代わって保育を提供する）
 - ・当園における保育の提供終了(卒園児)に際しての当該児童の継続的な受入枠 2名
- 連携施設 公設置民営天下茶屋保育所

運営主体	株式会社クオリス
所 在 地	大阪市西成区天下茶屋東 2-1-12
園 長	秋田 香織
電話番号	06-6653-6010

(2) 連携内容

- ・園児に集団保育を体験させる為の機会設定、その他保育内容に関する支援
- ・代替保育（当園の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に当園に代わって保育を提供する）
- ・当園における保育の提供終了(卒園児)に際しての当該児童の継続的な受入枠 1名

連携施設　社会福祉法人西成若草会なでしこ公園保育園

運営主体	社会福祉法人西成若草会
所 在 地	大阪市浪速区塩草 1-1-19
園 長	濱 和子
電話番号	06-6563-6118

(3)連携内容

- ・園児に集団保育を体験させる為の機会設定、その他保育内容に関する支援
- ・代替保育（当園の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に当園に代わって保育を提供する）
- ・当園における保育の提供終了(卒園児)に際しての当該児童の継続的な受入枠 1名

連携施設　社会福祉法人西成若草会浪速さくら保育園

運営主体	社会福祉法人西成若草会
所 在 地	大阪市浪速区幸町 3-3-14
園 長	平村 晶子
電話番号	06-6562-7711

(4)連携内容

- ・当園における保育の提供終了(卒園児)に際しての当該児童の継続的な受入枠 1名

連携施設　宗教法人本龍寺　花園和敬学園

運営主体	宗教法人本龍寺
所 在 地	大阪市西成区旭 1-10-1
園 長	山本 教道
電話番号	06-6641-0845

※区役所への利用申込みが必要となります、連携施設の受け入れ枠の中で当該施設を希望される場合、優先的に入所できます。

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘴託医

当園は、以下の医療機関と嘴託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	橋村医院
医院長名又は医師名	橋村 直隆
所 在 地	大阪市浪速区大国 2-6-11
電 話 番 号	06-6641-6512

(2) 歯科

医療機関の名称	なないろ歯科
医院長名又は医師名	張 節仁
所 在 地	大阪市浪速区元町 3-9-15 アビタ元町 1 階
電 話 番 号	06-6644-7716

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知設備	有	・消 火 器	有
	・非常警報器具・設備	無	・誘 導 灯	有
	・スプリンクラー	無	・避 難 器 具	無
	・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防炎処理	有		
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。			

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 クラス担任 (担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。) ・電話番号/FAX 06-6634-7010 ・解決責任者 施設長 中道 和美
-------------------	--

第三者委員	大阪市私立保育園連盟	電話 06-6761-1171
-------	------------	-----------------

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

<http://www.himawari-hoikuen.pink/>

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	学校安全・火災共済給付
保険の内容	負傷・疾病・障害・死亡（保育中・登降園中）
保険金額	死亡 1,400万～2,800万 障害 41万～3,770万 負傷・疾病 費用額の4/10 （高額医療の場合は4/10ではない）

保険の種類	損害保険ジャパン
保険の内容	賠償責任保険
保険金額	身体障害（限度額） 1名 2千万円 1事故 5億円

21 児童の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	0人	1人	3人
1歳児	8人	7人	7人
2歳児	5人	7人	8人
合計	13人	15人	18人

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	無し	無し
自己評価の実施状況	無し	無し

23 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨 公表・公示案件はありません。

24 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
入園時購入品費用	れんらくノート スマック 自由帳 カラー帽子	430 円 1,500 円 350 円 1020 円

※業者の売値金額が変動することがあります。

1 時間外保育に係る利用者負担

(1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料

月額 2900 円

1 時間あたり 300 円

(2) 保育短時間認定に係る時間外保育料

1 時間につき 300 円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付致します。

必要な場合は保育者に声をかけて下さい。